



平成 30 年度に設定あるいは改正された 農薬等残留基準について

はじめに

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下、農薬等）に関する基準値については、毎年度リスク評価終了に伴う見直し並びに農薬取締法に係る新規登録あるいは適用拡大のための変更登録等に伴う新規設定及び変更がなされています。基準値の変更だけでなく、規制対象物質の変更等も示されています。本稿では、JFRL ニュース Vol.6 No.10 等で紹介したものと同様に、平成 30 年度に設定または改正された農薬等残留基準についてのポイント及び注意点等、その内容をまとめました。

平成 30 年度に食品、添加物等の規格基準が設定あるいは改正された農薬等

・平成 30 年 5 月 30 日（生食発 0530 第 1 号）

1. クレトジム（除草剤）

「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（以下、IT 指針）に基づく基準値設定要請及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の設定及び変更がありました。なお、規制対象はクレトジム及び *m*-クロロ過安息香酸によって代謝物 C【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物 O【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化される代謝物をクレトジムに換算したものの和となりました。また、「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」、「大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」及び「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「大豆」あるいは「ひまわりの種子」の基準値で適・不適を確認します。「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」の基準値は「綿実油」に、「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」の基準値は「なたね油」にそれぞれ統合して設定されました。

2. フラボフォスフォルポール（抗生物質）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。なお、規制対象はモエノマイシンAのみとなりました。

3. プロシミドン（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」の基準値は削除されました。「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」から本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ひまわりの種子」の基準値で適・不適を確認します。

4. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
デスメディファム,	除草剤
トリシクラゾール, フルオピコリド	殺菌剤
カズサホス（殺線虫剤）, クロラントラニリプロール, ピリフルキナゾン	殺虫剤

・平成 30 年 7 月 3 日（生食発 0703 第 1 号）

1. エトフェンプロックス（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「干しぶどう」の基準値は削除されました。「干しぶどう」から本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値で適・不適を確認します。

2. キャプタン（殺菌剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「その他のスパイス」の基準値は「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」として設定されました。

3. スペクチノマイシン（抗生物質）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「羊の筋肉」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の筋肉」の基準値は「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」に、「羊の脂肪」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の脂肪」の基準値は「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」に、「羊の肝臓」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の肝臓」の基準値は「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」、「羊の腎臓」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の腎臓」の基準値は「その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓」にそれぞれ統合して設定されました。

4. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
アミノシクロピラクロル	除草剤
フェンブコナゾール, プロピコナゾール	殺菌剤
ジョサマイシン	抗生物質
プレドニゾロン	合成副腎皮質ホルモン

・平成 30 年 7 月 13 日（生食発 0713 第 2 号）

1. ジクロロプロップ（植物成長調整剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「なつみかんの外果皮」の基準値は「なつみかんの果実全体」として設定されました。

2. デルタメトリン及びトラロメトリン（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。また、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「小麦」の基準値で適・不適を確認します。

3. フルベンジアミド（殺虫剤）

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「とうがらし（乾燥させたもの）」の基準値は削除されました。「とうがらし（乾燥させたもの）」から本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値で適・不適を確認します。

4. 一部の食品において、基準値の変更または削除のみあった品目

品 目 名	主な用途
フルカルバズンナトリウム塩, プロパジン	除草剤
レピメクチン, ヒドラメチルノン	殺虫剤
シフルメトフェン	殺ダニ剤
デキサメタゾン	合成副腎皮質ホルモン
オレアンドマイシン	抗生物質

・平成 30 年 9 月 21 日（生食発 0921 第 2 号）

1. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
フルジオキシニル	殺菌剤
トリフルメゾピリム	殺虫剤
カナマイシン	抗生物質
オルビフロキサシン	合成抗菌剤
メチルプレドニゾロン	合成副腎皮質ホルモン

・平成 30 年 10 月 18 日（生食発 1018 第 1 号）

1. アセフェート（殺虫剤）, メタミドホス（殺虫剤）

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の変更がありました。また、「サンショウの果実」及び「乾燥させたその他のスパイス（サンショウの果実を除く。）」の基準値は「その他のスパイス」に統合して設定されました。

2. ヒドロキシプロピル化リン酸架橋ゲンブ

法第 11 条第 3 項の規定に基づき、対象外物質に追加されました。

3. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
ビスクロピロン	除草剤
アミスルブロム, シアゾファミド	殺菌剤
ピフルブミド	殺ダニ剤
センデュラマイシン	抗生物質, 抗コクシジウム剤
ジシクラニル	昆虫成長抑制剤

・平成 31 年 1 月 22 日 (生食発 0122 第 1 号)

1. ジベレリン (植物成長調整剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の農産物で基準値の変更がありました。「その他のあぶらな科野菜」、「その他のきく科野菜」及び「その他の果実」においては「畑わさびの根茎」、「ふき」及び「アセロラ」に限り基準値が設定されました。なお、それ以外の「その他のあぶらな科野菜」、「その他のきく科野菜」及び「その他の果実」については、「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用されます。

厚生労働省が行った調査により、多くの農産物は天然由来のジベレリンを 0.2 ppm 以下程度含有することが示唆されたため、基準値が定められていない農産物については、食品中のジベレリンの残留濃度が 0.2 ppm を超えた場合以外は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導は行われません。また、0.2 ppm を超えた場合においても、文献等により当該農産物における天然由来のジベレリン濃度が残留濃度より高いことが確認できた場合は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導は行われません。

2. フルキサピロキサド (殺菌剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の設定及び変更がありました。また、「とうがらし (乾燥させたもの)」及び「小麦ふすま」の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合、その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し、それぞれ「その他のなす科野菜」あるいは「小麦」の基準値で適・不適を確認します。

3. フルキサメタミド (殺虫剤)

新規の農薬登録申請に伴う基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品に基準値が設定されました。なお、規制対象はフルキサメタミドとなります。

4. ヘプタクロル (殺虫剤)

暫定基準の見直しからリスク評価がなされ、一部の食品で基準値の設定及び変更がありました。「魚介類」のうち「くじら」に限り基準値が設定されました。また、「大豆油 (食用植物油の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「大豆油 (食用植物油の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」の基準値は「大豆油」に統合して設定されました。

5. カプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸脂肪酸エステル, 亜鉛

法第 11 条第 3 項の規定に基づき, 対象外物質に追加されました。また, 亜鉛は対象外物質に本登録されました。

6. 一部の食品において, 基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
ジメテナミド	除草剤
フルバリネート	殺虫剤・殺ダニ剤
モネパンテル	寄生虫駆除剤

・平成 31 年 2 月 7 日 (生食発 0207 第 2 号)

1. クロルメコート (植物成長調整剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び暫定基準の見直しからリスク評価がなされ, 一部の食品で基準値の変更がありました。また, 「小麦粉 (全粒粉に限る。)」, 「小麦粉 (全粒粉を除く。)」, 「小麦ふすま」, 「ライ麦粉 (全粒粉に限る。)」, 「ライ麦粉 (全粒粉を除く。)」及び「なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油, なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。) の基準値は削除されました。これらから本剤が検出された場合, その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し, 「小麦」, 「ライ麦」あるいは「なたね」の基準値で適・不適を確認します。

2. スピノサド (殺虫剤/外部寄生虫駆除剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼からリスク評価がなされ, 一部の農産物で基準値の変更がありました。また, 「小麦粉ふすま」の基準値は削除されました。「小麦粉ふすま」から本剤が検出された場合, その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し, 「小麦」の基準値で適・不適を確認します。「綿実油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油, 綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「綿実油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油, 綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」の基準値は「綿実油」に統合して設定されました。

3. メタラキシル及びメフェノキサム (殺菌剤)

適用拡大申請に伴う基準値設定依頼及び IT 指針に基づく基準値設定要請からリスク評価がなされ, 一部の食品で基準値の設定及び変更がありました。なお, 畜産物の規制対象はメタラキシル (メタラキシルMを含む) 及び加水分解により 2,6-ジメチルアニリンに変換される代謝物をメタラキシルに換算したものの和となりました。農産物及び魚介類においては規制対象の変更はありません。また, 「とうがらし (乾燥させたもの)」の基準値は削除されました。「とうがらし (乾燥させたもの)」から本剤が検出された場合, その加工工程を考慮して原材料中の濃度に換算し, 「その他のなす科野菜」の基準値で適・不適を確認します。「その他のスパイス (種子を除く。)」及び「乾燥させたその他のスパイス (種子に限る。)」の基準値は「その他のスパイス」に統合して設定されました。

4. 一部の食品において, 基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
ピリベンカルブ	殺菌剤
クロルフルアズロン, テフルベンズロン	殺虫剤

・平成 31 年 2 月 28 日（生食発 0228 第 5 号）

1. ランコトリオンナトリウム塩（除草剤）

新規の農薬登録申請に伴う基準値設定要請からリスク評価がなされ、米（玄米をいう。）に基準値が設定されました。なお、規制対象はランコトリオンナトリウム塩のみとなります。

2. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
アクリナトリン	殺虫剤
エトキサゾール	殺虫剤・殺ダニ剤
キノメチオナート	殺ダニ剤・殺菌剤
ジフルベンズロン	殺虫剤・外部寄生虫駆除剤

・平成 31 年 3 月 20 日（生食発 0320 第 1 号）

1. アシノナピル（殺ダニ剤）

新規の農薬登録申請に伴う基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の食品に基準値が設定されました。なお、規制対象は、農産物にあつてはアシノナピル及び代謝物 C 【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和、魚介類にあつてはアシノナピルのみとなります。

2. モランテル（駆虫剤）

新規の農薬登録申請に伴う基準値設定要請からリスク評価がなされ、一部の畜産物で基準値の変更がありました。なお、規制対象は、加水分解により MAPA【N-メチル-1,3-プロパンジアミン】に変換される残留物をモランテルに換算したものとなります。

3. アシベンゾラル S-メチル（殺菌剤）

名称がアシベンゾラル-S-メチルからアシベンゾラル S-メチルに変更になりました。

4. 一部の食品において、基準値の変更のみあった品目

品 目 名	主な用途
プロベナゾール	殺菌剤
1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤

おわりに

平成 30 年度の規格基準変更でも、まだ適用期日を迎えていないものもあります。

弊センターでは最新情報に基づいて農薬等の残留基準改正に伴う変更に対応いたしております。規制対象物質及び食品毎の基準値の変更などご不明な点等がございましたら適宜お問い合わせ下さい。

参考

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/